

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制について

マレーシア向けに輸出される食品については、「マレーシア向けに輸出される食品に関する輸入規制について」（平成 23 年 7 月 4 日付け、23 国際第 371 号農林水産省大臣官房国際部国際協力課長他 1 名連名）により、全都道府県日付証明及び産地証明を求めること、ただし、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県、千葉県 の 8 県で収穫・加工された食品については、マレーシア側で全ロット検査を受けることとなったことをお知らせしたところです。

このたび、マレーシア保健省は、8 月 1 日から、埼玉県を上記 8 県から除外することを決定致しました。マレーシア側検査にて、3 ヶ月連続で、マレーシア側の基準値（ヨウ素 (131 I) 100Bq/kg 未満、セシウム (134Cs+137Cs) 1,000Bq/kg 未満) を越えなかったためです。

よって、8 月 1 日からマレーシア側で全ロット検査対象となるのは、福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、神奈川県、千葉県の 7 県となります。

8 月 1 日からの措置

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	7 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、千葉）で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 7 県内であること
3	7 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 7 県以外であること

※2については、マレーシア側で全ロット検査対象となる

これまでの措置（平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日まで）

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明書を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫、加工した食品	収穫・加工の時期
2	8 県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、神奈川、埼玉、千葉）で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 8 県内であること
3	8 県以外で収穫・加工した食品	収穫・加工した場所が 8 県以外であること